

奈良県と業務委託契約・指定管理にかかる協定を結ばれる皆さまへ

奈良県公契約条例における社会的な価値の勘案基準の改正について

平素は奈良県行政に多大なるご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

奈良県公契約条例において、特定公契約に該当する業務委託及び指定管理については、契約の相手方の選定等において、社会的な価値の勘案基準に基づき、事業者の取組を加点しています。

この度、令和6年4月から障害者法定雇用率が2.3%から2.5%に引き上げとなることに伴い、社会的な価値の勘案基準の改正を行います。

【今回の改正点】

- 障害者実雇用率に係る評価基準を引き上げます。
(雇用率が3.5%以上 → 雇用率が3.8%以上)
- 障害者法定雇用率の引き上げとともに、法定事業者の基準も変更となります。
(従業員43.5人以上 → 従業員40.0人以上)

【施行時期】

- **令和6年7月16日**（令和6年障害者雇用状況報告書の労働局への報告期限翌日）
以降に公告等を行う特定公契約に該当する業務委託・指定管理の相手方選定に適用します。
(上記公告等に係る相手方選定に参加される場合に、評価を実施します。)

【問い合わせ先】

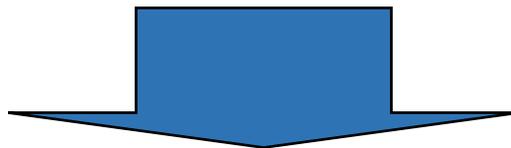
奈良県会計局総務課総務企画係
電話番号 0742-27-8906
FAX番号 0742-26-2412

現 行

(~ 令和6年7月15日)

※配点は1,000点満点とした場合

評価項目	評価内容		評価基準	配点
障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	雇 用 人 数	・法定事業者（常用雇用労働者数 43.5人 以上）の場合、労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較	雇用率が 3.5% 以上 ・障害者雇用状況報告書⑬欄が 3.5% 以上の場合	20
			不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合	10
			不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合 (0.5人も含む)	0
		・その他の事業者（常用雇用労働者数 43.5人 未満）の場合、障害者雇用の有無	障害者の雇用あり	20
			障害者の雇用なし	0



改正後

(令和6年7月16日 ~)

※配点は1,000点満点とした場合

評価項目	評価内容		評価基準	配点
障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況	雇 用 人 数	・法定事業者（常用雇用労働者数 40.0人 以上）の場合、労働者数×法定雇用率（小数点以下切り捨て）との比較	雇用率が 3.8% 以上 ・障害者雇用状況報告書⑬欄が 3.8% 以上の場合	20
			不足人数なし ・障害者雇用状況報告書⑭欄が0の場合	10
			不足人数あり ・障害者雇用状況報告書⑭欄に数値がある場合 (0.5人も含む)	0
		・その他の事業者（常用雇用労働者数 40.0人 未満）の場合、障害者雇用の有無	障害者の雇用あり	20
			障害者の雇用なし	0

※ 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業登録の有無」、「女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況」、「保護観察対象者等の雇用の状況」、「環境に配慮した事業活動の状況」及び「人権意識の向上に係る取組の状況」に係る評価基準については、変更はありません。

※ 【参 考】

特定公契約の範囲

特定公契約の範囲		
業務委託 (右記業務)	予定価格 3千万円以上	【特定公契約に該当する業務の範囲】 次の業務のいずれかを含む内容の公契約（業務委託については、契約期間が6ヶ月を超えるものに限る。） ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く。）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務 イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務
指定管理 (右記業務)	委託料上限額 3千万円以上	

社会的価値の評価

評価項目の種類	評価方法	
① 「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」※登録 ② 女性の活躍及び仕事と子育ての両立に係る取組の状況 ③ 障害者の雇用及びその促進に向けた取組の状況 ④ 保護観察対象者等の雇用の状況 ⑤ 環境に配慮した事業活動の状況 ⑥ 人権意識の向上に係る取組の状況	業務委託	特定公契約の 総合評価入札の評価時
	指定管理	特定公契約の 公募に係る審査時

・各項目の該当状況により加点点評価
 ※「奈良県社員・シャイン職場づくり推進企業」
 …奈良県で行っている働きやすい職場づくりを推進する企業の登録制度（県内に本店または事業所のある企業のみが対象）